

地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

◆対象者

①市内在住の60歳以上の市民で以下の要件を満たす方

- (1) 感染性の疾病が無い（かぜなどの一時的なものは含みません）
- (2) 疾病又は負傷のため入院治療が必要で無い
- (3) 要介護認定又は要支援認定を受けていない
- (4) 矢板市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方のみ）

※同一年で、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）に登録されている方は、登録できません。（年の途中での登録替えは可能です。）

◆対象となる活動

介護保険施設や高齢者サロン等、お元気ポイント事業の受入拠点として登録された場所でのボランティア活動、市が開催する介護予防事業への参加、きらりんサポーターを対象とした研修会への参加等

《取消しの要件》

- ア) 矢板市外へ転出したとき
- イ) 矢板市介護保険第1号被保険者で無くなったとき（死亡を含む）
- ウ) 感染性の疾病となったとき（かぜなどの一時的なものは含みません）
- エ) 疾病又は負傷のため入院治療が必要なとき
- オ) 要介護認定又は要支援認定を受けたとき
- カ) 本人から、登録抹消の申し出があったとき
- キ) 故意又は重大な過失により市や受入拠点に損害を与えたとき
- ク) 不正な行為を行ったと認められるとき

※手続方法

きらりんサポーター活動登録後に、ア)～カ)に該当した場合は、速やかに「きらりんサポーター活動手帳」を返還してください。

キ)～ク)に該当した場合は、登録者に通知いたします。